

奈良県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、瀬南土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十二年六月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	藤井 宏昌	北葛城郡広陵町大字南郷三三五―一
〃	治田 喜代一	〃 大字三吉一七四六―二
〃	堀田 義玄	〃 大字南郷一二四四―一
〃	田村 靖夫	〃 〃 九七五―三
〃	藤山 龍雄	〃 〃 一七
〃	松田 祐一	〃 〃 八七四
〃	高井 義直	〃 〃 一〇八九
〃	長谷川 敏彦	〃 〃 七五四―四
〃	岡本 幸一	〃 〃 一二七三―一
〃	長谷川 秀晃	〃 〃 一二五九
〃	堀内 正弘	〃 〃 大字古寺三一六
〃	大石 忠彦	〃 〃 大字三吉一七八―一
〃	吉田 耕治	〃 〃 大字古寺五五一―三
〃	村田 正廣	〃 〃 三九九
〃	村嶋 達章	〃 〃 四〇二
監事	白記 秀好	〃 〃 大字南郷九〇七
〃	藤田 久一	〃 〃 一〇三六
〃	武村 芳弥	〃 〃 大字古寺二九〇
〃	松井 俊明	〃 〃 三八二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	藤井 宏昌	北葛城郡広陵町大字南郷三三五―一
〃	松井 俊明	〃 〃 大字古寺三八二
〃	堀田 忠司	〃 〃 大字南郷一二六三―二

村田 正廣	吉田 耕治	藤山 龍雄	岡本 幸一	村嶋 達章	武村 禎茨	武村 芳弥	大石 忠彦	堀内 正弘	長谷川 秀晃	藤田 久一	長谷川 敏彦	高井 義直	松田 祐一	藤山 博	藤山 久男
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	大字古寺五五一―三	〃	大字南郷一二七三―一	大字古寺四〇二	大字三吉一七九八―三	大字古寺二九〇	大字三吉一七八一―一	大字古寺三一六	〃	〃	七五四―四	〃	八七四	〃	一六四―三
三九九		一七							一二五九	一〇三六		一〇八九		一七八	

監事